

○農林水産省告示第八百五十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和五年七月十九日

農林水産大臣 鮎花 拓郎

- 1（１） 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第29756号 令和5年7月3日	Glycyrrhiza uralensis Fisch. ex DC.	SUPACOR	25	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号	令和3年6月15日

- （２） 登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイト公表する。）

2 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第29756号 令和5年7月3日	Glycyrrhiza uralensis Fisch. ex DC.	SUPACOR	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。